（部次長）	［条を加える。］
第四条の二　東京矯正管区第一部に、次長一人を置く。	
2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。	
（第一部に置く課等）	（第一部に置く課等）
第五条　第一部に、次に掲げる課を置く。	**第五条**　第一部に、次に掲げる課を置く。
総務課	総務課
職員課	職員課
更生支援企画課	更生支援企画課（東京矯正管区及び大阪矯正管区に限る。）
矯正医事課	矯正医事課
2　［略］	2　［同上］
（第二部に置く課等）	（第二部に置く課等）
第九条　［略］	**第九条**　［同上］
2　前項に掲げる課のほか、第二部に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。	2　前項に掲げる課のほか、第二部（高松矯正管区を除く。）に、それぞれ成人矯正調整官一人を置く。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保護観察所に置く課等）	（保護観察所に置く課等）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福岡保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、神戸保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ首席社会復帰調整官一人を置く。	2　前項に掲げる課のほか、東京保護観察所及び大阪保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官二人及び首席社会復帰調整官一人を、横浜保護観察所及び名古屋保護観察所に、それぞれ民間活動支援専門官一人、首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、福岡保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、神戸保護観察所に首席保護観察官一人及び首席社会復帰調整官一人を、札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所に、それぞれ首席社会復帰調整官一人を置く。
（企画調整課の所掌事務）	（企画調整課の所掌事務）
第三条　［略］	**第三条**　［同上］
［一～十二　略］	［一～十二　略］
十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、神戸保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、横浜保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。	十三　前各号に掲げるもののほか、保護観察所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること（札幌保護観察所、仙台保護観察所、さいたま保護観察所、千葉保護観察所及び広島保護観察所の企画調整課においては第四条第一項各号に掲げる事務を、横浜保護観察所及び神戸保護観察所の企画調整課においては第五条各号に掲げる事務を、その他の保護観察所（東京保護観察所、名古屋保護観察所、大阪保護観察所及び福岡保護観察所を除く。）の企画調整課においては第四条第一項各号及び第五条各号に掲げる事務をそれぞれ除く。）。
（統括保護観察官）	（統括保護観察官）
第八条　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百七十四人以内を置く。	**第八条**　保護観察所及びその支部を通じて統括保護観察官百六十二人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
（統括社会復帰調整官）	（統括社会復帰調整官）
第九条　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官三十人以内を置く。	**第九条**　保護観察所及びその支部を通じて統括社会復帰調整官二十七人以内を置く。
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○法務省令第二十四号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　法務大臣　山下　貴司